

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。）に掲げる手術

区分1に分類される手術		手術件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出手術等	25
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	54
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	48

区分2に分類される手術		手術件数
ア	靭帯断裂形成手術等	3
イ	水頭症手術等	34
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	1
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	7
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	1

区分3に分類される手術		手術件数
ア	上顎骨形成術等	3
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	8
キ	同種死体腎移植術等	0

その他の区分に分類される手術		手術件数
ア	人工関節置換術	103
イ	乳児外科施設基準対象手術	7
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	22
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術	12
	・急性心筋梗塞に対するもの	2
	・不安定狭心症に対するもの	1
	・その他のもの	9
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	78
	・急性心筋梗塞に対するもの	14
	・不安定狭心症に対するもの	9
・その他のもの	55	

区分4に分類される手術件数
（胸腔鏡下または腹腔鏡下による手術）

198

期間 令和5年1月1日～令和5年12月31日まで